

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金388,113円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年1月28日

(2) 事故発生場所

八頭郡八頭町船岡殿地内

(3) 事故の状況

鳥取県県土整備部八頭県土整備事務所所属の職員が、公務のため大型特殊自動車（除雪車）で除雪作業中、投雪装置の向きを変えた際、同装置内に残っていた雪が落下し、後方から追い越そうとした和解の相手方所有の小型乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。